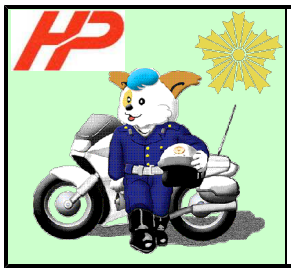

深川交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

令和６年３月１４日
深　川　警　察　署
交　　通　　課
Ｒ６年　第１５号

飲酒運転根絶!

お酒を飲んで運転することはもちろん、飲酒した人に車を提供すること、飲酒運転の車両に同乗すること、飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供することも犯罪になります。

3月に入り、送別会などで飲酒する機会が増える時期になりました。

一人一人が飲酒運転についてきちんと知っておくことが大切です。

酒気帯び運転等の禁止

●**酒酔い運転**

罰則:5年以下の懲役または100万円以下の罰金

違反点:35点→免許取消し(欠格期間3年)

●**酒気帯び運転**

罰則:3年以下の懲役または50万円以下の罰金

違反点:25点(呼気中のアルコール濃度0.25mg/ℓ以上)

→免許取消し(欠格期間2年)

13点(呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満)

→免許停止(停止期間90日)

※前歴及びその他の累積点数がない場合

※欠格期間とは運転免許が運転免許が取り消された場合、新たに運転免許を受けることができない期間

●**車両の提供**

酒酔い運転の場合

罰則:5年以下の懲役または100万円以下の罰金

酒気帯び運転の場合

罰則:3年以下の懲役または50万円以下の罰金

●**酒類の提供**

酒酔い運転の場合

罰則:3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒気帯び運転の場合

罰則:2年以下の懲役または30万円以下の罰金

●**飲酒運転車両への同乗**

酒酔い運転の場合

罰則:3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒気帯び運転の場合

罰則:2年以下の懲役または30万円以下の罰金